

第1回 総務産業建設常任委員会

日時 令和8年3月13日(金)午前9時30分
場所 下呂市役所下呂庁舎3-1会議室

1. 委員長あいさつ

2. 市長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 付託案件

- (1) 議第21号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について・・・【総務部】
- (2) 議第22号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
・・・【総務部】
- (3) 議第23号 下呂市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例について・【総務部】
- (4) 議第24号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について【総務部】
- (5) 議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
・・・資料P2【市民保健部】
- (6) 議第41号 下呂市観光交流センター条例の一部を改正する条例について・【観光商工部】
- (7) 議第43号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
・・・【消防本部】
- (8) 議第45号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・【上下水道部】
- (9) 議第46号 令和8年度下呂市水道事業会計への繰出について・・・【まちづくり推進部】
- (10) 議第47号 令和8年度下呂市下水道事業会計への繰出について・・・【まちづくり推進部】

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1. 税率改正（案）について

国民健康保険税の税率は、県への納付金や国保事業の実施状況及び県から示される下呂市の標準税率などを鑑みながら、国保財政が健全に運用されるよう設定しています。

下呂市国保では、人口減少や社会保険の適用拡大により、国保加入者は減少傾向が続いています。一方で、一人当たりの医療費は、医療の高度化等により増加傾向となっておりますが、一人当たりの税額は県内21市において一番低いという現状です。

令和8年4月からは、国の施策により新たに子ども子育て支援納付金が国保税と併せて徴収が始まること、岐阜県においては国保事業納付金の統一化を令和11年度としていることから、県が示す標準税率に近づけながら円滑な統一化に備える必要があります。

こうした現状から、基金の運用により急激な保険税の増加を抑え、被保険者一人当たり税額を昨年度より、3,600円の増加と提案します。本案の税率でシミュレーションしたところ、基金を61,651千円投入する必要があると試算しています。

■令和8年度国保税率改正（案）

			税 率	一人当たり年平均税額
医 療 分	基礎課税分	所得割	6.27%	73,880 円 (900 円増)
		均等割	27,800 円	
		平等割	20,200 円	
	後期支援分	所得割	2.24 %	26,426 円 (400 円増)
		均等割	9,400 円	
		平等割	8,000 円	
介護納付分		所得割	1.69 %	28,714 円 (200 円増)
		均等割	10,000 円	
		平等割	6,100 円	
子ども・子育て 支援分		所得割	0.28 %	1,621 円 (2,100 円増)
		均等割	1,200 円	
		平等割	800 円	
		18歳以上均等割	100 円	
計				130,641 円
税率算定時 令和7年度の予測被保険者数			4,788 人	3,335 世帯

下呂市国民健康保険税率の年度間推移表

一人当たり 賦課額の推 移	年度	医療給付費分						介護納付金分						子ども子育て支援納付金分															
		応能割		応益割		賦課限度額		応能割		応益割		賦課限度額		応能割		応益割		18歳以上均等割額		賦課限度額									
		所得割	資産割	均等割	平等割	下呂市	国	所得割	資産割	均等割	平等割	下呂市	国	所得割	資産割	均等割	平等割	下呂市	国	基金投入額	一人当たり年平均税額								
-	平成16年	6.38%	24.90%	28,500円	24,700円	53万円	53万円	1.20%	7.55%	9,000円	5,300円	8万円	8万円																
100円	平成17年			27,800円	24,000円			1.40%	8.50%	10,000円	5,800円																		
△ 4,100円	平成18年	5.70%	23.08%	25,400円	22,100円			1.44%	8.90%	10,100円	5,900円	9万円	9万円																
△ 2,300円	平成19年	5.52%	22.10%	24,700円	20,400円	56万円	56万円	1.42%	8.55%	10,200円	5,300円																		
△ 2,200円	平成20年	2.93%	14.60%	16,200円	14,000円	47万円	47万円	1.47%	7.10%	7,600円	6,600円	12万円	12万円	1.24%	7.70%	9,300円	5,300円												
△ 2,800円	平成21年	3.09%	15.22%		13,900円			1.53%	7.30%					0.99%	6.35%	7,600円	4,300円	10万円	10万円										
5,100円	平成22年	3.89%	17.91%	19,200円	16,200円	50万円	50万円	1.27%	5.65%	6,200円	5,300円	13万円	13万円	1.33%	7.50%	9,200円	5,200円												
8,300円	平成23年	4.51%	20.07%	21,600円	18,000円	51万円	51万円	1.42%	6.02%	6,700円	5,700円	14万円	14万円	1.70%	8.86%	11,200円	6,400円	12万円	12万円										
14,600円	平成24年	5.83%	27.63%	26,800円	22,200円			1.96%	8.83%	8,900円	7,500円			1.88%	10.52%	12,000円	6,800円												
△ 3,200円	平成25年	5.61%	25.67%	25,800円				1.97%	8.60%	8,800円				1.86%	10.70%	11,800円	6,500円												
△ 200円	平成26年	5.66%	25.19%		20,900円			1.94%	8.36%		7,200円	16万円	16万円	1.68%	10.06%	11,300円	6,100円	14万円	14万円										
△ 1,800円	平成27年	5.30%	24.35%	26,300円		52万円	52万円	1.82%	8.35%	9,000円		17万円	17万円	1.40%		9,900円	5,700円												
0円	平成28年					54万円	54万円																						
△ 5,300円	平成29年	4.80%	20.35%	23,000円	18,300円			2.30%		8,800円	7,800円			1.73%		9,500円	6,300円	16万円	16万円										
2,600円	平成30年	5.08%	19.35%	24,700円	20,000円	58万円	58万円	2.29%		8,900円	7,900円	19万円	19万円	1.50%		9,000円													
5,200円	令和元年	5.70%	19.35%	28,900円	21,000円	61万円	61万円							1.52%															
3,100円	令和2年	6.05%	14.00%	31,000円	21,900円	63万円	63万円																						
△ 5,900円	令和3年		9.00%	27,000円	20,000円			2.13%	0.00%					0.00%		5,800円													
△ 1,500円	令和4年		5.00%							8,900円	7,500円	20万円	20万円	1.59%		9,500円		17万円	17万円										
0円	令和5年	5.85%		26,500円	19,000円	65万円	65万円																						
0円	令和6年		0.00%																										
2,800円	令和7年	6.10%		27,100円	20,000円	66万円	66万円	2.16%		9,000円	8,000円	26万円	26万円	1.60%		9,700円	6,200円												
令和8年度案 →	3,600円	令和8年	6.27%	0.00%	27,800円	20,200円	67万円	67万円	2.24%	0.00%	9,400円	8,000円	26万円	26万円	1.69%	0.00%	10,000円	6,100円	17万円	17万円	0.28%	0.00%	1,200円	800円	100円	3万円	3万円	61,651千円	130,641円
県が算定した下呂市の標準税率 →		令和8年	7.21%	0.00%	31,591円	21,254円	67万円	67万円	2.71%	0.00%	11,804円	7,941円	26万円	26万円	2.23%	0.00%	11,472円	5,783円	17万円	17万円	0.28%	0.00%	1,272円	837円	78円	3万円	3万円	△ 14,800千円	150,601円

医療費の推移

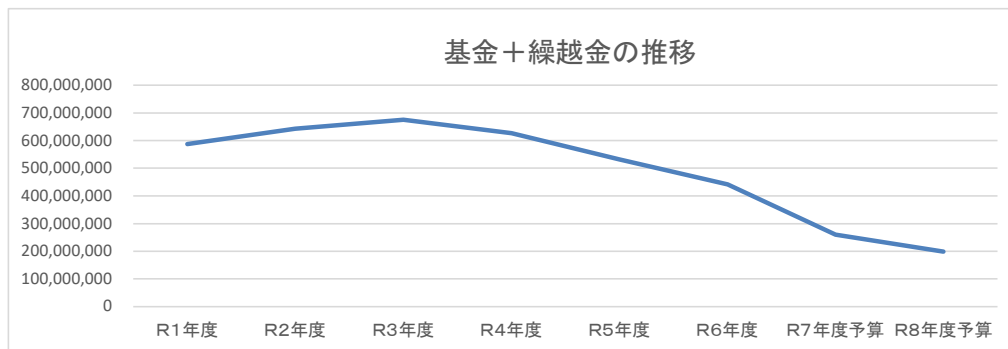
区分 年度	年度平均 被保険者数 A	件数 B	日数 C	費用額 D=①+②+③	1件当たり 日数 C/B	1日当たり 費用額 D/C	1件当たり 費用額 D/B	1人当たり 費用額 D/A
単位	人	件数	日	円	日/件	円/日	円/件	円/人
28	8,219	141,440	187,916	3,197,566,332	1.33	17,016	22,607	389,046
29	7,746	133,442	177,809	3,093,288,190	1.33	17,397	23,181	399,340
30	7,345	127,568	170,035	2,992,485,615	1.33	17,599	23,458	407,418
R1	7,035	120,843	161,387	2,869,401,654	1.34	17,780	23,745	407,875
R2	6,753	112,375	147,675	2,700,188,964	1.31	18,285	24,028	399,850
R3	6,529	118,378	149,533	2,863,019,220	1.26	19,146	24,185	438,508
R4	6,197	114,856	140,632	2,708,684,923	1.22	19,261	23,583	437,096
R5	5,751	108,815	131,001	2,687,112,173	1.20	20,512	24,694	467,243
R6	5,325	102,213	122,059	2,430,960,037	1.19	19,916	23,783	456,518
R7	5,143	79,334	97,676	2,473,666,887	1.23	25,325	31,180	480,977

※令和7年度分は、最新データを基に推計したものです。

県への納付金の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
納付金	894,172,559円	860,164,881円	903,175,049円	869,605,302円	817,993,589円	818,831,951円	777,102,564円
被保険者数 (算定時の推計値)	6,657人	6,539人	6,257人	5,808人	5,290人	5,066人	4,648人
1人当たり納付金	134,321円	131,544円	144,346円	149,725円	154,630円	161,633円	167,191円
	-2,777円	12,802円	5,379円	4,905円	7,003円	5,558円	

◆ 基金保有額および繰越金の推移



年度	基金保有状況			繰越金	基金＋繰越金 円
	基金積立額 円	基金取崩額 円	年度末基金保有額 円	次年度繰越金決算額 円	
R1年度	401,923	10,000,000	294,852,923	292,685,066	587,537,989
R2年度	257,558,000	10,000,000	542,410,923	99,744,983	642,155,906
R3年度	58,931,000	40,668,000	560,673,923	114,315,371	674,989,294
R4年度	79,478,000	117,815,000	522,336,923	104,872,698	627,209,621
R5年度	63,650,000	130,379,000	455,607,923	75,465,000	531,072,923
R6年度	30,528,000	109,565,000	376,570,923	65,681,984	442,252,907
R7年度予算	5,165,000	121,660,000	260,075,923	0	260,075,923
R8年度予算	724,000	61,651,000	199,148,923	0	199,148,923

※R7年度は、3月補正時の数値

2. 子ども・子育て支援金制度の創設について

包括的な子育て支援（加速化プラン）における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和8年4月1日に施行され、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が創設されます。

3. 令和8年度税制改正（案）の概要

「令和8年度税制改正の大綱」において、国民健康保険税の負担の公平性を図るため、「5割及び2割の軽減措置の拡充」と「課税限度額の一部引上げ」が盛り込まれました。

軽減措置の拡充及び課税限度額の一部引上げは昨年度に引き続いての改正となります。

① 5割及び2割の軽減措置の拡充

軽減措置とは、所得に応じて国保税の均等割（一人当たり課税）及び平等割（一世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）軽減する制度のことです。

今回は5割及び2割の軽減措置の対象者の範囲が拡充されます。

なお、減額分の一部は国や県の負担金が充てられます。

■軽減判定所得基準額

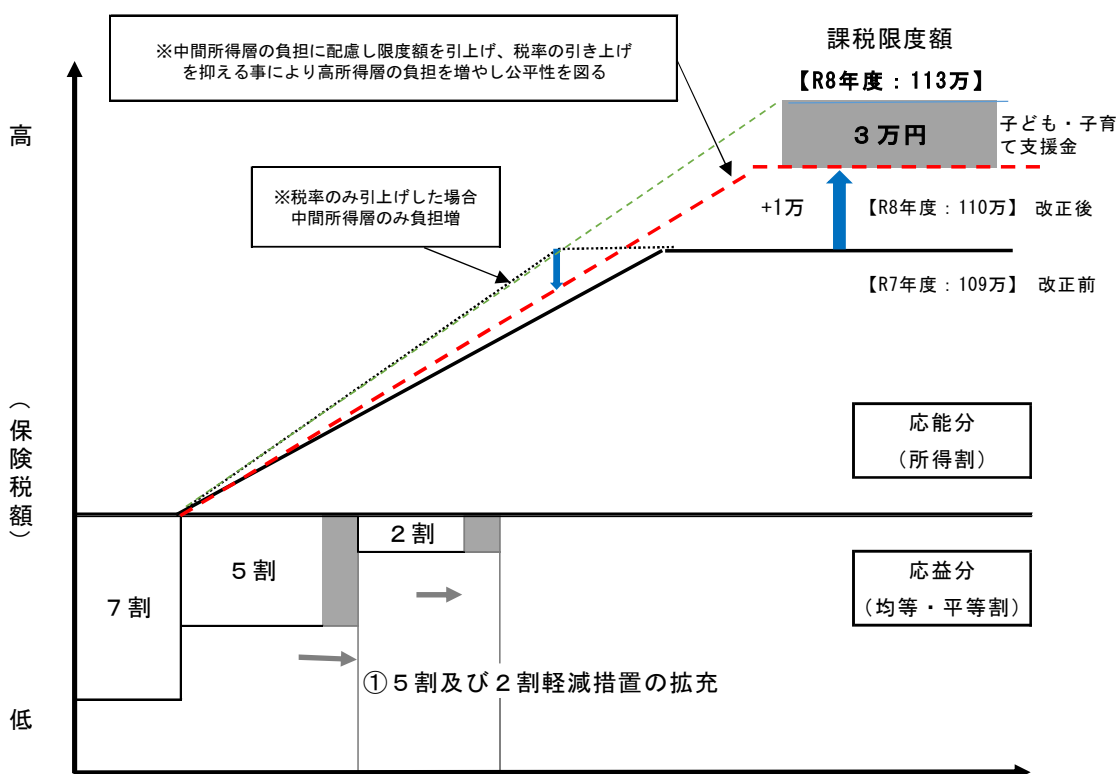
	現 行	改正案
7割軽減基準額	基準控除額 43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数-1)	改正なし
5割軽減基準額	基準控除額 43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数-1) +30.5 万円×被保者数	基準控除額 43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数-1) + <u>31 万円</u> ×被保者数
2割軽減基準額	基準控除額 43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数-1) +56 万円×被保者数	基準控除額 43 万円+10 万円 × (年金・給与所得者の数-1) + <u>57 万円</u> ×被保者数

②課税限度額の引上げ及び子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額の措置

課税限度額は、高所得世帯への税負担が過度になりすぎないように、上限を設定するために設けられています。

今回の改正では、基礎課税（医療給付費）分の限度額が1万円引き上げられ67万円となります。据え置きとなる後期高齢者支援金等課税分（26万円）と介護納付金課税分（17万円）を合わせると、現行の109万円から110万円へと引き上げられます。

さらに新設される「子ども・子育て支援金分」の課税限度額3万円が上乘せされ、1世帯当たりの年間総額（限度額）は、現行の109万円から最大で4万円アップの113万円となります。



※高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、課税限度額の引上げを行わず、税率のみ引上げすれば高所得層の負担は変わらず、低中間所得層の負担が重くなります。

課税限度額の引上げを行うことにより、高所得層に多く負担いただく事になりますが、低中間所得層が多い当市において引上げ幅の公平性を図るため保険税率設定への配慮が可能となります。